

資料2 地域や保護者等から寄せられた意見

日時・方法等	内容	分類
<p>06.06.19 年代不明 男性 FAX</p>	<p>1 伏古小学校と東苗穂小学校の統合の決定</p> <p>令和6年6月13日(木)の北海道新聞に「札幌市教育委員会が伏古小学校と東苗穂小学校を統合して伏古小学校敷地内に新築校舎の着工を決定」との記事が掲載されましたが、他の地域に先駆けて統合計画を促進いただいた「伏古本町・札幌地区学校配置検討委員会」の委員の皆さんと事務局の皆さんのご努力に心から敬意を表します。</p> <p>札幌市教育委員会には、速やかに新校舎の建築工事を進めていただくとともに、優秀な教師を確保して、生徒の学力・能力の一層の向上を図って、世界に雄飛できるような優秀な人材をたくさん育てていただきたいと思っております。</p> <p>併せて、廃校となる東苗穂小学校の児童等のケアについても、よろしくお願いいたします。</p> <p>2 「校名」・「校章」・「校歌」について</p> <p>(1) 小学校は、立地する地域の名称を付けるのが一般的であり、存続する学校は「伏古」という地域にあるので「伏古小学校」という名称が良いと思っておりますし、それが一般社会の常識と思っております。</p> <p>何故、この検討委員会ニュースで、何度も新たな名称の話が持ち出されるのか、我々伏古の住民皆が疑問に思っております。</p> <p>(2) 「校章」や「校歌」についても、存続する学校のもをそのまま使うべきだと思います。</p> <p>(3) 存続する「伏古小学校」の「校名」や「校章」や「校歌」の内容に看過できない誤りがある、どうしても改めなければならない明確な理由があるのであれば、あらかじめ、それを文書で掲示していただいて、住民の合意を得てから行うようにしていただきたい。</p> <p>(4) 伏古小学校は開校以来46年が経過しており、転入者を除き、この地域の多くの住民(私の子供等を含む)は、本校の卒業生です。</p> <p>とりわけ、卒業生は、「伏古小学校の伝統」を大切に守っていただきたいと思っております。</p> <p>特に、「校名」や「校章」や「校歌」を。そのまま存続させることを強く希望しており、統合時にこれらが変わってしまうことを大変危惧しております。</p> <p>(5) 地域住民の意見として、「校名」や「校章」や「校歌」を、そのまま存続させることを強く求めます。</p>	<p>校名等の扱い、伏古児童会館跡地(碑・樹木の移設希望ほか)</p>

(札幌市教育委員会 学校配置マネジメント担当) … 「1」「2」について

「東苗穂小学校の児童等へのケア」に合わせて「校名」・「校章」・「校歌」についてご要望をお寄せいただきました。第2回の会議で検討委員から「東苗穂小に通っていた子どもが吸収されたという気持ちをもたないように、統合の際には伏古小の校名を変更し新設校として校名・校章・校歌を新しくしてほしい」といったご意見をいただいております。

いただいたご意見の取扱いも含め、東苗穂小学校の児童や保護者の皆様はもちろん、二つの小学校に関わる皆様の思い、お心にも十分に配慮しながら、検討を進めてまいります。

### 3 「伏古児童会館」及び同用地の有効活用について

(1) 「伏古児童会館」は、伏古小学校の開校に併せて利用が開始されました。

太い柱など丈夫な建材を使って、立派に建てられたこともあり、これまで大きな修理もせずに来てしていると聞いております。

また、毎日休むことなく利活用されて来ておりますが、キレイに維持管理されてきたこともあり、当分の間はこのままで使える建物です。

「伏古児童会館」は、建坪が 398.52 m<sup>2</sup> (120.76 坪) と広く、体育館も併設していることもあって大変使い勝手が良い児童会館であると言われております。

ついでには、札幌市長には、「伏古児童会館」を取り壊すこと無く、子どもから高齢者までの幅広い層が使える文教施設などとして、現状での有効利活用を考えていただきたいと思っております。

(2) 「伏古児童会館」の設置に際しては、他の児童会館とは異なる経緯があります。

この地域では、昭和 47 年から 51 年に掛けて、地域の農地所有者が「札幌市東苗穂土地区画整理組合」を設立して「共栄土地区画整理事業」を行いました。同組合には、札幌市推薦の学識経験者として「●● ●●」氏が参画しておりました。

今の「伏古児童会館」の土地は、当初は「共栄町内会館」を建設するための予定地でした。同組合は、「●● ●●」氏の助言と指導を受けて、伏古小学校には児童会館が必要であるので、「将来とも、地域（伏古小学校）の子どものために使う」公共用地（伏古児童会館用地）として 1,037 m<sup>2</sup> (314.24 m<sup>2</sup>) を札幌市に無償提供しました。

更に、伏古児童会館建設の予算が足りないということで、多額の寄附金を提供しました。

その後も、札幌市の備品購入費が足りないということで、備品等を提供しました。

このような多額の寄附金等を札幌市に出したため、同組合は資金不足になり、「共栄町内会館」を建設することが出来なくなってしまいました。

当時の執行役員は、地域の住民から「約束が違う」ということで責められたと聞いております。

今、我々地域の住民が会合を行う時は、札幌新道を渡って、伏古 11 条 3 丁目にある「ふしこ地区センター」しか近い公的集会所が無いので、毎回、不便さを感じながら利用しております。

(3) 札幌市東苗穂共栄土地区画整理組合の関係者の皆さんは、今回、伏古児童会館の用途廃止の話が出ましたが、「札幌市は当初の約束を必ず守ってくれる。この土地は交通の便も良いし、今後とも公共施設を造って有効に活用してくれる」との確信を持って推移を見守っております。

最近、巷間では、札幌市が「伏古児童会館」を取り壊して土地を売却するのではないかという話が流布しており、同組合の関係者は「札幌市長が当初の約束を破るようなことをするのであれば、50 年間分の利子を付けて、土地を返して貰いたい」との話も出ています。

札幌市長には、当初の約束を踏まえた対策を講じていただくことを強く求めます。

(4) 「札幌市東苗穂共栄土地区画整理組合」の皆さんは、「伏古児童会館」を文教施設などとして、現状での有効利活用を求めています。もし、それが出来なくても、札幌市の公共施設用地として未永く有効に利活用するようにしていただきたいと思っております。

そのため、札幌市長には、新校舎の建築前に、「伏古児童会館」及び同用地の利活用計画を明示していただきたい。

(札幌市財政局 公共施設マネジメント担当) … 「3」「4」について

札幌市は現在、公共施設の老朽化に対する更新需要が本格化している状況であり、今と同じだけの施設を維持していくことは困難であるため、施設の複合化などにより機能を維持しつつ施設総量の抑制を進めており、伏古児童会館は、統合後の学校との複合化を予定しております。

複合化後の伏古児童会館の跡活用につきましては、この地区の公共施設は充足しており、現状の会館建物を公共施設として利用し続けることや、御意見いただいたような公共施設を新たに整備することは難しいと考えます。

札幌市として公共利用（市による跡活用）が見込めない場合には売却を検討することとなりますが、地域の皆さまから自主運営による跡活用のご希望などがある場合には、関係部局において継続して個別に検討してまいります。

4 「共栄土地区画整理事業完成の碑」等の「モーモー公園」への移設について

(1) 「伏古児童会館」の敷地内には、「共栄土地区画整理事業完成の碑」等の構築物があります。

「共栄土地区画整理事業完成の碑」は、「●● ●●」氏の助言と指導を受けて、共栄土地区画整理事業実施地区内にあった馬頭観音などの石碑の殆どすべてを取り除くとともに、これらの塊を合わせて吊うものとして設置された、この地域にある唯一の記念碑です。

これらの構築物は、当初は「共栄町内会館」の敷地内に設置する予定でした。もし、当該地に、札幌市が「伏古児童会館」を設置することになった時は、市道を挟んで隣接する「モーモー公園」に設置するという約束になっておりました。

しかしながら、札幌市の何らかの手違いで、「モーモー公園」ではなく、「伏古児童会館」の敷地内の片隅に設置することになり、やむを得ず、設

置して今に至っております。

なお、「モーモー公園」は、当該区画整理事業で造成し、札幌市に管理移管した公園です。

(2) このような経緯があることから、今回、「伏古児童会館」の用途廃止が決定したので、同敷地内にある次の施設等については、市道を挟んで隣接する「モーモー公園」に速やかに移設すること、また、この移設に要する経費については、小学校統合の提案者である札幌市の全額負担で行っていただくことを強く求めます。

ア 「共栄土地区画整理事業完成の碑」：この地域にある唯一の記念碑です。モニュメントとして、モーモー公園の位置付けを高めるシンボリックな施設になります。

イ アの後ろにある3本の樹木（オンコ1本、ライラック2本）：アの光背樹木ですが、枝張りの良い高価なものです。「碑」と一体のものとして移設してください。

ウ 伏古児童会館の玄関の前にあるキレイな「レリーフ」：他に類例を見ないような立派な構築物で、伏古児童会館の記念写真の被写体になっております。移設後は、モーモー公園のモニュメントとしてシンボリックな施設になります。

エ 伏古児童会館の入口にある「札幌市伏古児童会館の銘板」：施設名が記された唯一のものです。

銘板は、黒御影石の一枚板に彫り込まれている高価なものです。是非、残していただきたい。

オ ウの裏面に、今回の移設に係る次の文言を明記した銘板を新たに設置して貼付すること

：当地にあった伏古児童会館の建築・利活用・用途廃止の経過と、同敷地内に設置されていた施設等が「モーモー公園」のモニュメントとして移設された経緯を後世に残すため

「札幌市伏古児童会館」は、札幌市が札幌市東苗穂共栄土地区画整理組合からの多額の寄付金と施設用地（札幌市東区伏古10条3丁目6番8号）の無償提供を受けて、昭和〇年〇月〇日に竣工し、昭和52年11月26日から児童等を受け入れていたが、伏古小学校と東苗穂小学校の統合により、令和〇年〇月〇日に閉館した。

同敷地内に設置されていた「共栄土地区画整理事業完成の碑」、「3本の樹木（オンコ1本、ライラック2本）」、「札幌市伏古児童会館の銘板とレリーフ」については、札幌市長〇〇〇〇により、此の地「モーモー公園」に移設していただいた。

令和〇年〇月〇日 ●●●●、●●●●、●●●●（注\_個人名）

以上

（札幌市子ども未来局 放課後児童担当）… 「4」について

伏古児童会館の敷地内に設置されている記念碑等については、今後、具体的な閉校時期が見通せた段階で、設置物の状況調査実施の検討を行うなど今後の取り扱いについて継続して検討してまいります。